紀伊國名所圖會

後編

三之巻

在田郡

839
M6
80

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』　請求記号 839-80

ガラス使用

紀伊名所圖會後編卷之三

目錄

田殿荘
田ヽ村金相畑圖
鷲峰
紀臣馬養故居
法華寺
南の森
金中瀧 并圖
生石神社
延徳寺
意賀美寺
歡喜寺 并圖
藥師
吠ヶ滝 并圖
新山氏
観音堂
長樂寺
成道寺
天一神社
興善寺
生石嶺 并圖
丹生神社
円惠上人幼稚圖
高野明神社
夏瀬丹生神社
藤並荘
宗任卿生地 并肖像 并遺墨
大頼ヶ神社
女瀧
菖蒲嶺
烏帽子岩
笠板
藥王寺
円惠上人終生地
内海 并圖
那賀郡峰
神谷
吉備郷
天満大神社
石垣荘
岩戸関 并圖
源宮如来堂
次の瀧 并圖
大月峠
鳥屋城址
八幡社

曽山文庫
昭和八年 帝國圖書館 贈
根岸信輔氏寄贈

筏立山
平等寺
御霊八所宮
小舟池
鮎瀧 并図
河豆川左
産物火縄
四村谷
白馬山
産物擬桐皮
醫王嶽
清水
岩倉神社 并図
子安地蔵堂
生山霊宿社
産物肉桂 并図
雷石
岩倉神社 并図
丹生神社
二川村より楠平村へ図
吾猶寺
純白瀧
生石神社
鮎釣
八幡宮 鳥居杉
聖観音堂 并図
御霊社
若宮八幡宮
那賀野
石垣尾神社 并図
芋瀧
安樂寺
垣倉
古墳
大乗寺 并法華図
糸川谷
山保田荘
丹生神社
みそぎ川
大梵天王社
根来瀧 并図
遠井辻
宮川
産物保田紙 并図
阿弥陀堂 并御田踊図 結的図

志傳の宋
八王子社
城森城 并図
郡堺
温泉
國堺
丹生神社
平性寺
湯川
日光神社

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』　請求記号 839-80
ガラス使用

田殿荘 十三ケ村を総ぶ紀泉両の国の名 弘安二年の文書に見えたり

御幸記云

九日今日偏文義得意等沙汰田殿荘女房中納言□殿便書遂不見

参湯殿宿所

藻筆

田に村大に集がある不て紫次大に民を天文の頃より武地に居住して

無又風流を嗜む先代熊野として

毛ふくて大筆を紫次彩寿軒抄兎毫羊毛ふる紫らんとて

高野明神社 社に村ふるて明神社宮として崇敬

内海山 内海山は村ふるて明神社

那賀郡峯 那賀郡峯は村と称せる

元亨釈書明恵傳云

兼元二年上人還紀州於内海山創伽藍

八所遺跡記云

内海山八海山兵湯射良貝の色宅と良貝の浦宮尼公

を以て上人の妹なりしが此要文と三宝ふ施無伽藍藏

を興造し仏像聖経を安置次其後草庵を擬て上人をむ

かへ奉りて居の湯ふ那賀郡の峯として今に残りて幸く生面

内壽山

毎年秋社の日
當所及藤浪荘
十三ヶ村より
出仕の駒馬
鳥居戸の上の宮
より神輿
を供奉し
立田川を
南ハ渡りて
作毛を経
岩田村の邊
より又北ハ
渡りてゐる

山下ハ
野口村下の
ゐるる山上
より此を
ながむれば
水と流るる
眼下ハ
右壮観也

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

川を[illegible]て神[illegible]よりて秋末ゆ[illegible]て大流[illegible]義抄

一新渡瀬の切塚をつくる云々 昭惠伝紀ゆも氏 北の[illegible]尽くし

焼ヶ瀬 田舟村の小谷田舟城の山中にあり云々十丈余[illegible]と云[illegible]

神社あり[illegible]ゆ[illegible]の[illegible]地をゆ[illegible]里人感[illegible]ゆ[illegible]

夏瀬丹生神社 村の小名を丹戸ゆ[illegible]

[illegible]の石ゆ天像生天聖社ゆ[illegible]

遷[illegible]たまひて此地ゆ[illegible]

神田とも寄[illegible]

丹生村乃名仁寿四年れ古[illegible]

那賀郡松門所ゆ太空下生安倶諦夏瀬丹生忌杖刺給比

丹生生日門主

[illegible]

[illegible]神天[illegible]れ御[illegible]丹生津比賣大神幸園伊[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀四編三五

生村[illegible]地をくて丹生とゆ[illegible]ん社地よりりを

[illegible]て丹生園村[illegible]文保元年の文書ゆ丹生園

[illegible]十郎[illegible]氏なれば其村名も[illegible]

[illegible]事知るべ[illegible]て丹生[illegible]の園[illegible]田制の條里れ條と

[illegible]同じ[illegible]れば丹生れ神田ゆ[illegible]る名[illegible]べ[illegible]又仁寿

乃文書ゆ神奴知鴻[illegible]ゆ[illegible]

[illegible]天聖社の同域ゆ高聖大[illegible]神を[illegible]紀[illegible]れを次ていた乃

[illegible]ゆ当地ゆも[illegible]殿とせ[illegible]と其後[illegible]ゆよりて[illegible]聖

神を[illegible]丹口村ゆ遷[illegible]文[illegible]当社を上宮[illegible]ひ[illegible]聖神

と下宮といひて[illegible]日ゆ[illegible]神輿下宮ゆ渡御次 神を偽 田氏

神谷 弟[illegible]地ゆ[illegible] 鳥羽院の御[illegible]村 [illegible]宗の僧 玄蔵[illegible]師 天聖[illegible]弘ゆ[illegible]ひて

伽藍 [illegible]鉦 [illegible]ゆ天[illegible]年中 寺院を[illegible]院まで八町、[illegible]丁、石[illegible]て二十一ケ坊

[illegible]ゆ[illegible]地の字ゆ[illegible]ゆ[illegible]氏[illegible]

[illegible]ゆ十二 [illegible]

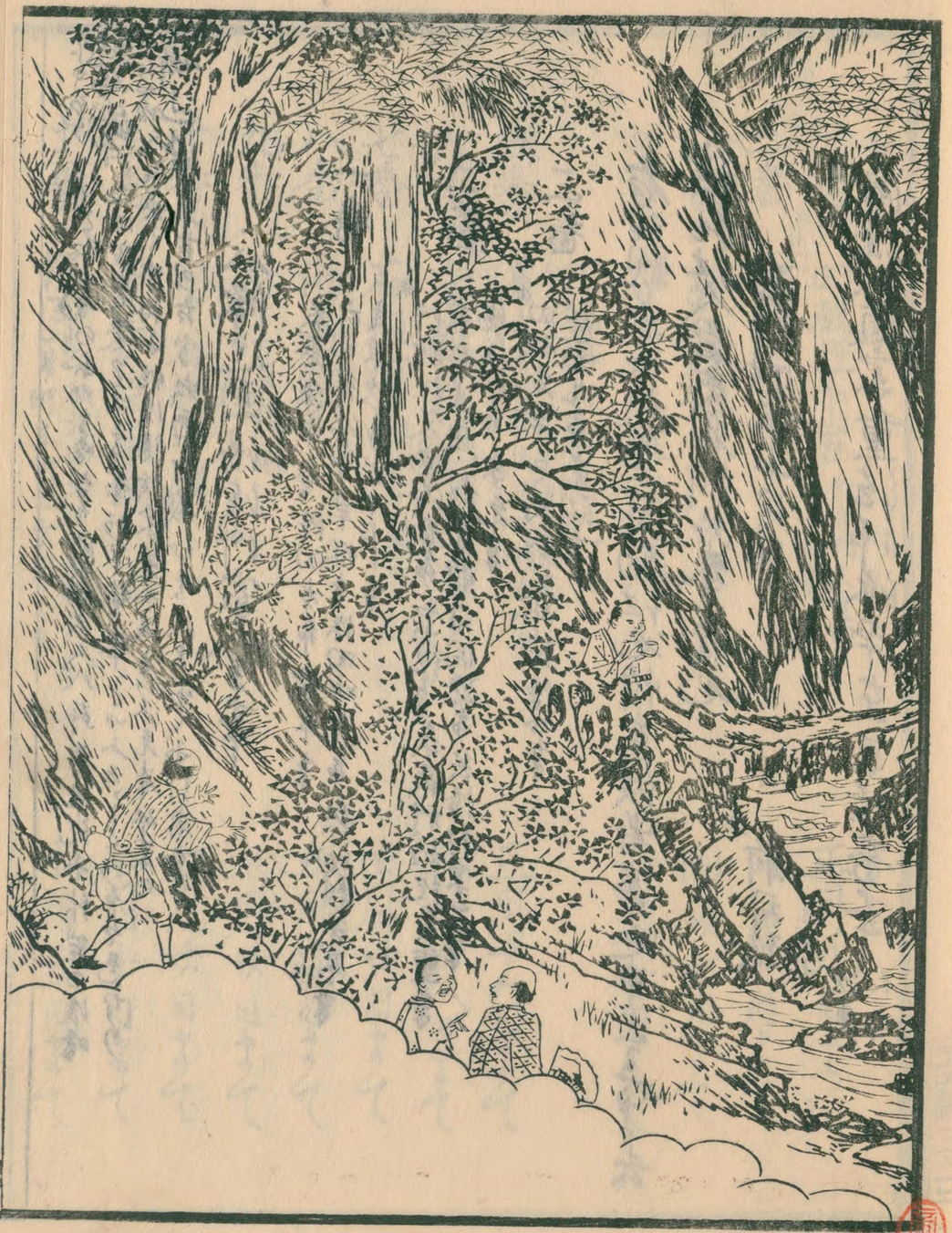

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

鷲峯侍山氏

[illegible]の峰の東の方の峰の麓に[illegible]紀氏の[illegible]上人八所[illegible]紀氏の後嗣
[illegible]紀氏を[illegible]て[illegible]鷲峯と[illegible]ことなるべきなり
[illegible]中村小作次湯殿宗光の後と[illegible]元慶以来の
文書の古宮取[illegible]を藏む[illegible]文書を[illegible]引用せり

八條辻固湯殿御家人名事

一番　義重[illegible]　[illegible]得田[illegible]　[illegible]
六十谷次郎幸保　幸保田中三郎　兵湯射光平[illegible]
文永次郎[illegible]

二番　朱 阿頼祖父湯殿[illegible]宗弘[illegible]　[illegible]我刑部紀貞重[illegible]
本[illegible]　湯殿九郎　射宗時[illegible]　同次郎兵湯射宗[illegible]

三番　朱 四郎左[illegible]　[illegible]明父沙弥[illegible]
[illegible]四九郎光弘[illegible]

右名親者[illegible]共可二月勅使也情急候者事之申上[illegible]中上[illegible]
被勅使人名[illegible]名所[illegible]奉候也

嘉禎四年十月日　朱 前司殿 左衛門

湯殿入道宗重法師跡幸左京結番事　次第不同

一番　四郎殿下方　加他門 朱 大[illegible]四人ケ日宝　正月九日より
二番　朱他門 田仲殿　十九日より
三番　糸我殿　同廿七日より
四番　石垣河北殿　加[illegible]谷川村[illegible]　二月廿七日より
五番　丁[illegible]津今年除之　[illegible]公文[illegible]二ケ日及[illegible]一日一夜[illegible]　三月十八日より
六番　他門 濱仲殿　除九四大侍加小[illegible]　三月廿八日より
七番　宮原殿　他門加當麻井村三ケ日　四月廿日より
八番　石垣河南　丹生國三分一役今年除之　五月晦日より
九番　湯殿殿　十ケ日　六月廿日より
十番　同殿　多須原　七月廿日より
十一番　他門 六十谷紀伊濱　八月十日より
十二番　芳養殿東西　十月三日より
保田殿　加九四大侍名賀川　河上河上方半分之

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』　請求記号 839-80
ガラス使用

十二番　河上河荘上下　除上方半分　去れば名一日一枝
十四番　本庄東荘　かゝ河一日
十五番　同西荘
十六番　田畠荘上方
十七番　孫並荘
右守結番次第無懈怠可致勤仕之状如件
正應二年十二月日

同月廿六日付
十一月廿六日付
十二月廿六日付
弘年二月十一日付
二月六日付

孫並荘

田畠名の由に拠りて十一ヶ村に成る

花営三代記云
永和五年二月九日山名陸奥守氏冬
入紀州有田城孫波之湯浅城没落

吉備郷　和名抄郷名の一なり今下津村の小名小字吉備の内東村の北川を吉備の郷と云ふ其傍に吉備の神宮あり
の内東村の北川を吉備の郷と云ふ其傍に吉備の神宮あり
田村に属する郷名の殆なるを以て郷名は既に廢れたり田畠の名義
田村に属する郷名なり元文元年吉備名方領家と云ふ碑を建て又

吉備郷の名も同じ碑を建てるハ吉備郷の名
かゝれるなれども此地にそなはらざる

紀臣馬養故居　今繼ぎ所伝吾美紀小足えうう
全文八日市の駅さ出ル

観音堂　中田村さとり　紀ノ大伽藍なりしの今石地蔵
境内石塔小貞和二年と刻あり　寛文雑記小宗祇居教授
宗祇法師終生地　下津村小名吉備郷小字祇園
又古夫と云ふ也　伝説なるもとより今もそれ家も絶えて
田地となれり宗祇の子孫伝説なる小字
自然斎宗祇法師を一号見外斎又種玉庵と号次諸国流浪
ら須　或ハ小字を二名武を仮尾と云ふ又を仮て芸照院殿の結筆仮尾
光云ふ為　名房小泥ドて名房を宗祇の伝称と云ふ八北ノ
此地小なる父八伎樂師なり　吉備郷の内むら　伎楽師の子孫小字
生して性風流を好くより伎楽を慣て学ぶ次一律院さ
入て剃髮し当志を和歌連歌小よ須連歌さ　後流派天
皇の御時より中興先て建者甚多くして其道天下小行ハ
ル弘安文治の間に盛なるが中小十住心院の仏教六角堂乃
専順山名の家士なる山宗御名の名誉浩中小ゆえしらば宗祇

宗祇法師集

自賛の像

宗祇自賛の肖像ハ古伝なるよし世ひ伝ふ
指墨永納が蔵する所の古法眼元信の筆
といふ富をはくさいふ掲く

ウスヲ

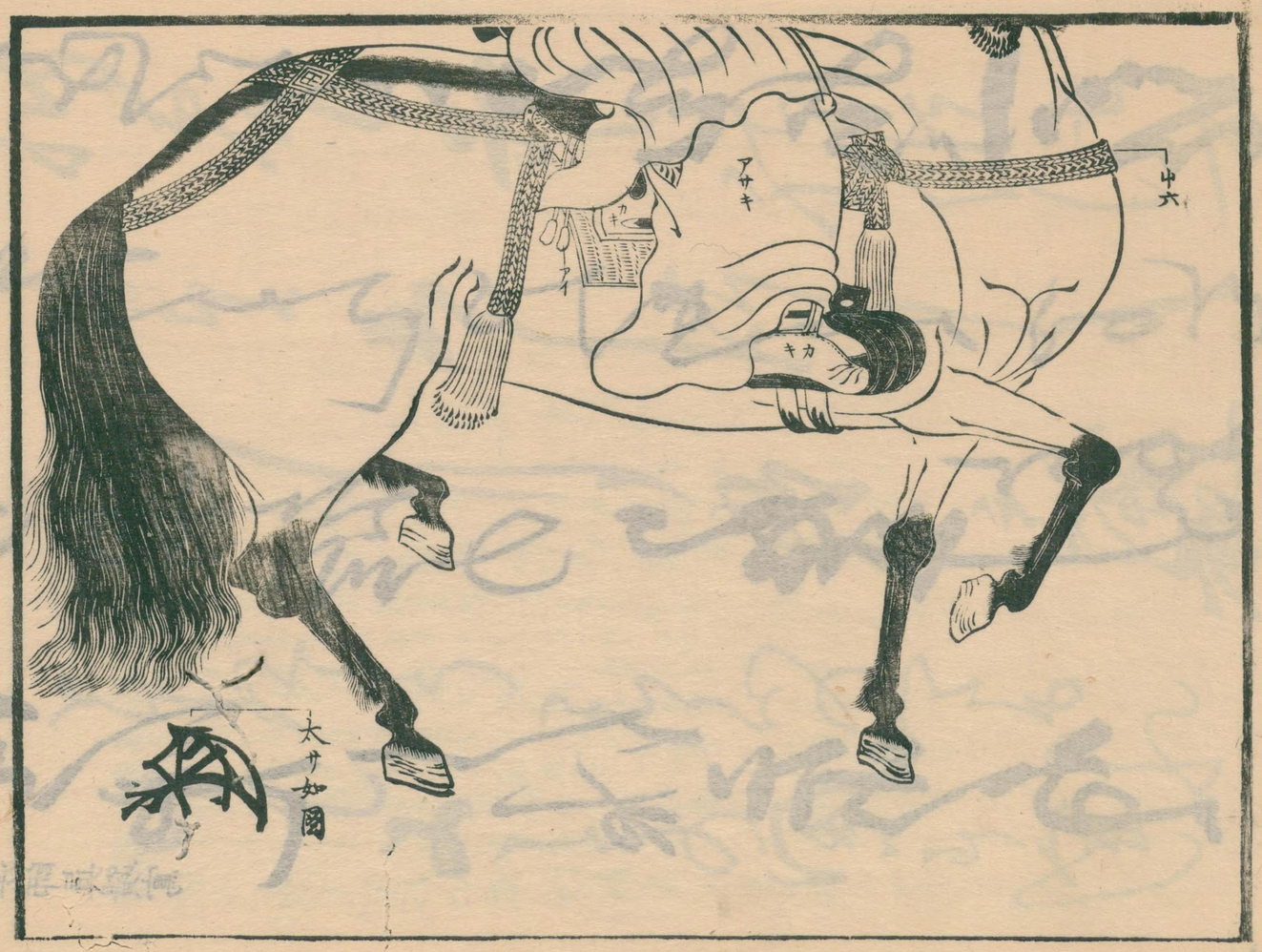

宗祇法師眞蹟寫

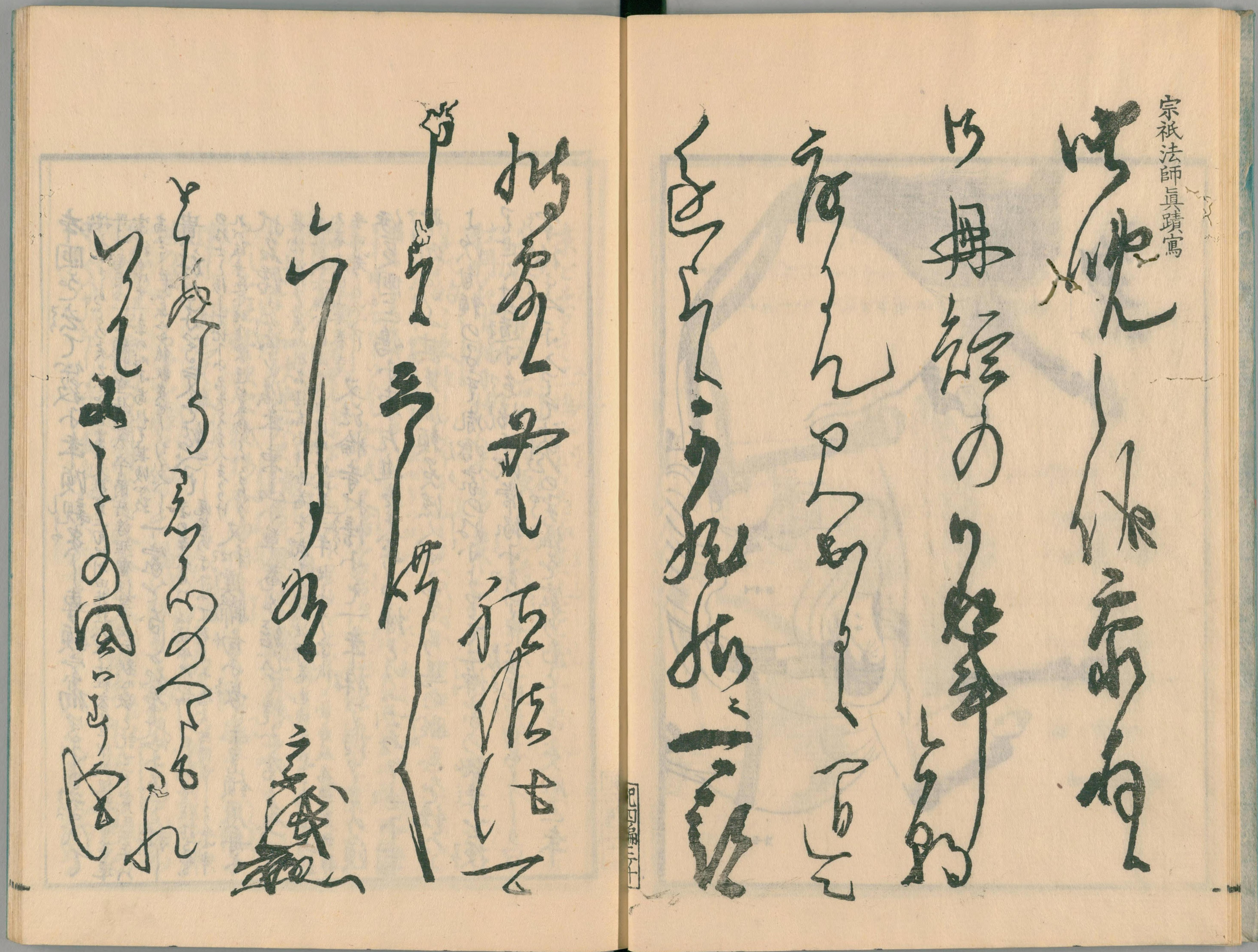

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』　請求記号 839-80

ガラス使用

本國を去て仏教を学ん事頂親条〻専頂宗祖を学びて
按ふるに文政七年寛正第二天雛賓上旬紀州田井荘八王子社参篭中彼辺牧童等連
哥廿馬用心一冊頻憤望依雖去卒爾所浮短慮任筆云云釈心敬と記せり寛正三年い
宗祇が四十一歳の時に当れり其頃心敬一家をなし紀本北に居と称し
尚ほ〻世に広宗祇既多せしけるべし
貴族公子等文を結べり 宗の本北名ハ後堀河院の御時見沙つ堂法橋号鶯
尾等の子孫にして左どうに連歌の奥義せしうり名本
のね士し称して地下に名をつらる人多うけ
れば後世迄に地下宗匠の最称とゝうれり 又和漢聯句に長じ雪嶺月舟に
北名僧と気もし後年東山に草庵を結びて住む者と名づく
其地緑竹多し故山別名揚志に称ず庵を載て宗祇法師庵也溝云荘子東山に不知
立所或云祇公没後宗長法師此庵三年 按ふるに宗祇三回忌辰為連衆歌
玉庵在園山安養寺 手可考といへり 又法輪寺北傍に一年住て紀の須
伊豆國三島に東に近き丈年老紙といふ士あり世に東
聖別といふ其先胤頼英法人に出て弓馬の職志を欲るよ
よ次胤頼の子に胤婚家のぬに入りて二條家の秘要と授
り世に其道に名揚せ次常緑に至て宗祇を つに入りて歌道の奥儀を窮むと云て文明三年

紀四編三十一

京と去りて三島に至る老紙其志を盛じ古今集の玄旨
を授く是を古今傳授といふ時に年の十二後年又こゝを
牡丹花肖柏に授く是より世と紀く絶となく此度に授ぶ
もれ的に受授して今に至る 此時に柏與也 老人鞍結に宗祇と今
よりは天十年以前の人なり其時紀の紀仕せしめれに成者とふあり老人とは乃
成者に紀を絶て曰連奇の式盛に成る者多てたぐいひも 其以前百白潟
てのやうにあり 宗祇又書を善く書法流を交へて一
家を為り 万寛全書に宗祇の仮流とつふるを見るべし 後世云我西に法
りて後に出る者也 和歌連歌尺牘等に関て尺牘す紙とゝども天下
これを珍敬次宗祇称美海内に稽くして遠に 天徳に
達し 勅を奉て集内せしめ結び俗性を移ひ世を孫ひ早
紙の身なる事と悔て偽て湯に改書が変なるよと勅言
次湯に改書に至国の著姓に成て改春と宗祇が下なしば俗和
に成に中を中なり 後改書に成に式事と強て改書が国国

アとて涙く悔びしよりて遂に湯川氏を冒せり（湯川表右馬尉宗頼）
に時ちくれ名をかるや山表をそぎ（宗祇湯川氏を冒）
そみ〇のちゆさと搬分を和したるもの（しるべ紙を書せて越もどる宗祇後白集）
ホホ聖の連寄所をひづくれる時のうちに（其時の連寄百）
穀の者墨ホ聖の文ホ納りたれバ美玄の涙を流せり宗祇者ホ宮右白く
旅泊を家とし西を九州を窮め東を奥州と窮し晩年
又ホ地ホ極びて城後ホ止る事凡三年再又関東ホ極び
病ホ苦ひて和漢国ホ止る文亀二年七月晦日湯本の旅舎
ホ終写次時年八十二相模武蔵ハ堺桃園宮輪寺ホ葬む
縉神家及門人等其忌ホとホ追悼の哥を詠び連歌興
行せし事法家の歌集等ホ見えたり宗祇ホ和歌
連歌乃徒紀せざるハなく天下ハ連歌ホ其名右ホ出る者
多し其頃より法ホ其頃ハ自負する事ハ
宗祇の帳とハ宗祇と同じ帳ホ載せりと
いふ宗祇ハ法師を涙く宮みし一端を知るべし又

宗祇ホつ入て連歌ホ達せる者多し肖柏宗長宗頼
等ホ世ホ見る宗祇ホ右筆を宗柏とハ又連歌ハ名次
宗祇連歌の式法と宮る事多し此慈円年　勅撰奉て
新撰集を撰次時ホ七十ホ此より前文ホ十一年ホいハ乃
ちそ〇みしを著して打西ホ帝ホ献ホ其化著次所歌
集毅句集吾妻問答筑紫乃紀児教訓名所方角抄等ホ
天満天神社（天満村ホあり左中ト津聖村を除きて九ケ村の老ホ祀る所）
社傳ホ天元三年国司菅原有忠卿ホ命ホて山城国小聖
社より勧請ホとハ実村の大歳ホ神を演宮とし八幡宮城
州旅所とホて祭礼の時神輿渡御ホて祭日ホハ西社の神と共
ホ当社ホ来りて神事とホ次流儒ホ為ホ島山氏の時ホて
ホ社頃ホとし事ホ豊ホ閑の時浸収せらる当社ホハ西紀ホ犯て
しホ今唯一とホ残て児玉紀ホ幸国神名帳ホ西紀の中

に天満天神每十万又千眷属九右二氏神とゐる八見るる
毎しとゐる（今時今る不の帳ホ々さ氏神を刻せば）神墓ホ享徳二年
（といへども其年ホあり）孫亟寺附の品あり（其形国ホ古て変こホ今奥をうちくる板るり
紙ノ内正体一面とゐり続を納めくる第の墨の紙）
（一）雷石九沖新とて雷漆の神符を流人ホ與ふとゐ其ハ三
（此六坊あり今境内ホ隠れる天王山ホ山ホ多墨一
寺ゝ其一なりとゐ今ハ社勢ホ衰ホあづるゝ次）

霊宝山孫長寺

（古生村ホゐり浄土宗
西山派始ホ寺来）

冥基後るゝ次中奥冥山嶺悦巻ホ上人永正十一年當村の南
寄宝山九麓ホゐり（雲社を今ハ地ホ移次古ハ主面
日高海部二郡の内ホて来寺ホ十八ケ寺ゐりしホ今ハ九ケ
寺とゐれる後聖京の時寺領七石を寄附せらる元和次
後も此ホ繁開せらる什物の中ホ埋葬像の一抽ホ古色ゐり
（慶宗作）
（来谷ホゐり来）
（紀海部郡由良）
唐尼山長樂寺
法物国師の隠居所ホて　後亀山院の御字七堂伽藍を

建立一弱し寺領二百貫民家三十六戸を寄附一弱し
一ホ其後伽藍失上ホて天正ホ年三月ホ強ホ方ホ開
ハ仏殿を再興ホとゐ（此仏殿今ハ在一書西の堂社と呼称ホ
て株位く来ゐく変化ホて古貨ゐり）

大頼比神

（矣村の自然の里
とゐ入ゐり）

當社ハ神代の神ホゐり次永仁の初孫亟卿ホ十九人の長ホて
名宅地ゐる于と領せゐる事ホ北條貞時の代ホ當て宅地の
紙税を課せ一ゐ當村の長林後久其中三郎と芸ホ通金の
府ホ訴ゐて押領の地ゐり所ゐる地と凍沖ホとゐ（ども貞時純
ゐ次ホて立ホ後久を形ゐ矣流ホ生ホ東ハ象首を出ホ耳
鼻より大蛭牧多ホて往来を害する事甚一よりて流ホ乃
紙税を許一て雷鳥を獲ホ三郎ホ命一て當地ホ葬ゐ
社を建て大頼比神と稱一社田若干と寄を其害ホ遇ハる十一
月八日と次て祭日ハ中三郎ホ次神主と次とゐ（以上延宝八年
林来ゐ出る）

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

絶ヘ
幸社の西ハ小ちさき所あり上ハ古き柏木一株ありて
其首を幸ヒ
ハ石碑ありて奥津彦神奥津
姫神の文字を彫めり奥村の名ハ
ハ人の建しなるべし

石垣元

丹生氏文公

丹生祝伊賀豆之子孫石床石垣石清水當川教守連總茂

詣身詣乙國諸國支詣古公

樹の表

丹生村ハあり丹生神を祀る境内に樟の大木数株ありて周圍二十
丈餘ありて枝ども繁茂ス株の周ク連直ス今其幹の大ス伐ル
ハ往四丈ニ四尺ハ有て周圍十三丈許ありて枝ハ八方ニ
繁延せり此ハ樹の樟伐て天井板ニ用ゐらる今現ニ金剛寺
ニ遺

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

當社生石岳の麓に接し[illegible]て栢牟村の生石神社と同じく
大汝少彦二神を祀るといひ栢牟村[illegible]或は又伊勢国二宮
小志て河波郡なれども此神天慶元年正
月十日河波郡人中尾荒九郎生石嶺に勧進せるよし生石大明
神といひ其後山城元年社域今の地に遷しなりとつふ以上中尾系ゲ
祀る伝記と寛文元禄の記と参考に
と古人の口碑と材参考に 板尾明神と板の木に尺
余しそこに史官紀仁平二年十月廿七日 加茂別雷社司言上
去九月廿日申時大風御寶殿前奉祝摺尾明神木口に尺
頭倒時被打破損舎屋等と見えたれども知るべし 板尾神
の河波郡よりこの事いまだ当社の傳のごとく波名
草郡府中村にも同じ又当社の前に板の大樹多し近年枯て
数十年の大板なりしに木根に引そこなうといへり 以上板上
処板村に記す所当社に祭ち中いつ中世村と同じ

奥善寺 日村に同じ云云宗古義生石山観音院と称し本尊弘法
縁起等今畧す観音堂の銘々の弘法寺にして左に掲ル

永亨二年壬子七月二日願主丑年太夫三郎丹波国氷

上郡穎皇寺庄　五社宮

烏帽子岩 中辰村字文殊内に巨大岩[illegible]
の岩[illegible]ひて生ずる神を勧請せ[illegible]阿波の国人を祀る[illegible]
次の滝 [illegible]

生石の神山より八峰八谷城を流れて合へる水延坂山とあ
て[illegible]
[illegible]
[illegible]

又割る神指ゆび拔八千拔[illegible]かさもたらむがゆくゆく
雲梯の滝雄々しくそそりひも[illegible]ら次第へられて閑あり
乳も潜むべしゝ又ゝ水ゝ向尾ゝ[illegible]て雲の姿をそゝぐ
更ゝ滝の宮ゝ滝ゝ[illegible]ゝ深ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ集る
又洞ゝ[illegible]ゝ入ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

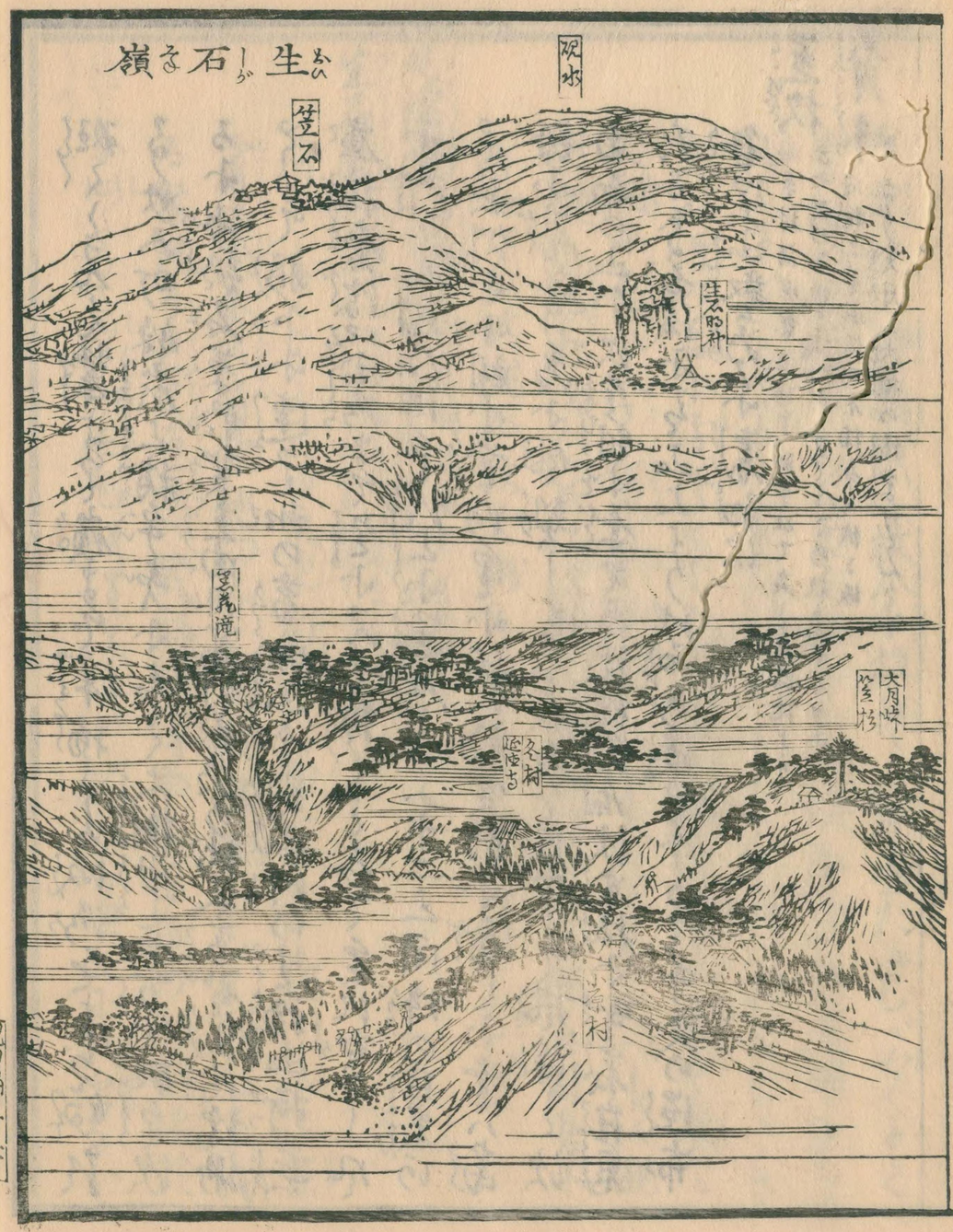

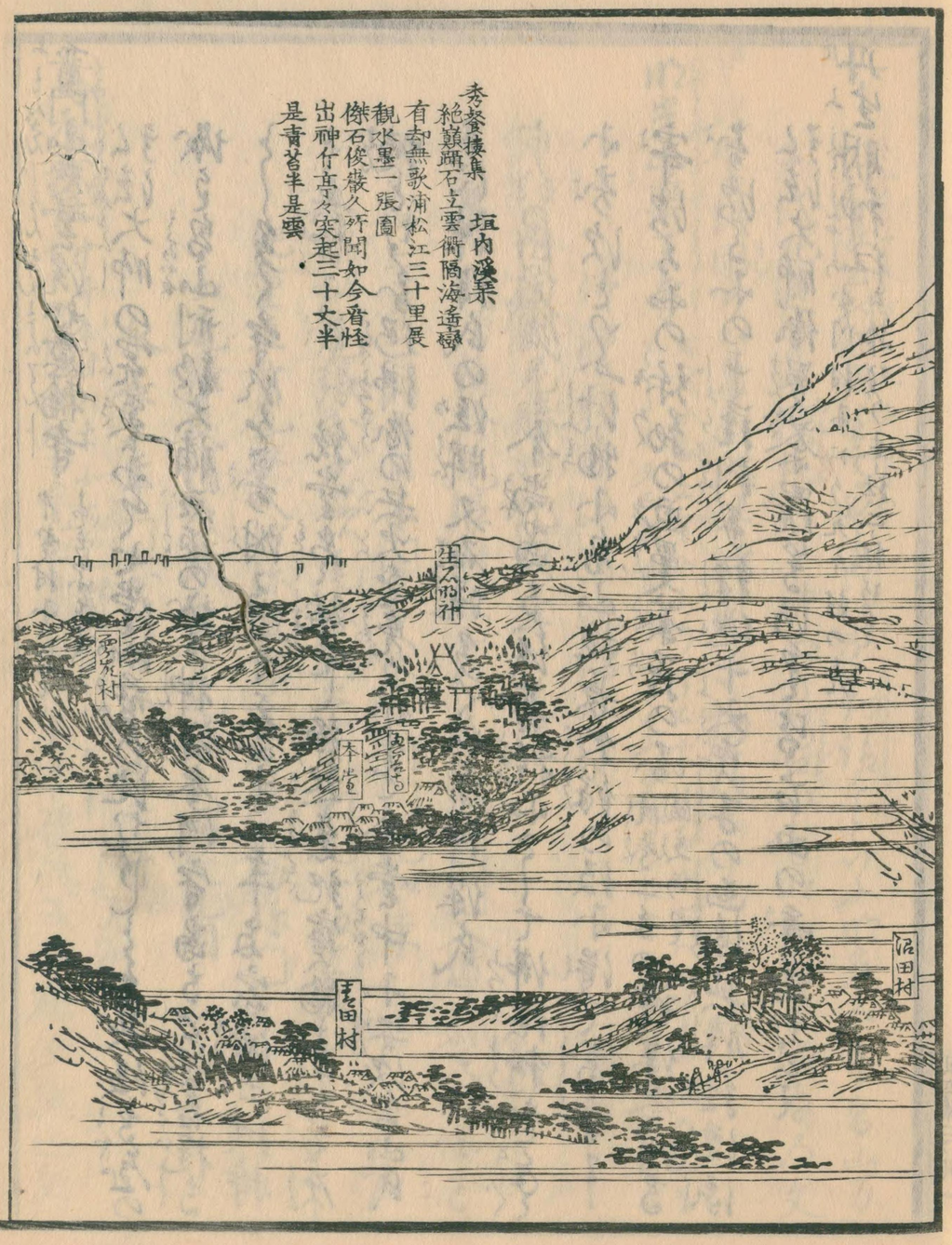

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』　請求記号 839-80
ガラス使用

普門山慈雲院如意輪寺　中野村小字[illegible]

弘法大師の開基なりて七堂伽藍の地なりしなれば其後寺屋の城を島山刑部大輔[illegible]の城る神保参河守尚[illegible]

[illegible]寺院を尚附[illegible]小天正十二年[illegible]家滅亡の時

[illegible]無[illegible]小[illegible]法堂[illegible]焼亡し[illegible]起[illegible]紀寛[illegible]まで皆[illegible]

焼亡なる[illegible]佛像の無[illegible]を免[illegible]し[illegible]今堂中小安波島山氏

[illegible]に神保氏の位牌又石塔多くありて神保氏の後[illegible]

市[illegible]の内と[illegible]今尚[illegible]

小[illegible]次とする什物小島山植長[illegible]

寄次る和の孫[illegible]の画曼荼羅の[illegible]の神保参河守

[illegible]次る和の十羅刹[illegible]釋迦十大[illegible]の画像其[illegible]

[illegible]法大師像曼荼羅[illegible]

丹生明神社　小門村あり九ケ村の産[illegible]

紀四編三ノ九二

四[illegible]生村の丹生[illegible]神を[illegible]

千代九造営の棟札あり神おの[illegible]

家[illegible]島山氏此時[illegible]小[illegible]

[illegible]光山薬王寺　日村小名上野小字[illegible]

[illegible]小天正反[illegible]

佛師僧坊源□法僧永源

内藏氏尼勝妙紀頼孝女尾張

高如氏[illegible]尾張則氏尾張則□入道

嘉保三年二月十日木□[illegible]寸河□陀如来

大極式尾張武忠次尾張則[illegible]同則元女坂上氏

紀重直女尾張氏沙弥[illegible]女尾張氏沙弥□

女尾張氏清原成道女尾張氏同延元同

永長二年□正月十八日甲子汗

島屋城址　中井原村の東小字[illegible]

永和五年二月十一日拂曉差遣軍勢於石垣城之處凶徒
没落之由同日注進狀同十二日酉刻到來云云

南北朝の時紀中村に南方ホ屬セ[illegible]者多[illegible]と[illegible]ども古人
[illegible]口禪給[illegible]と[illegible]て事実[illegible]次此城[illegible]ども元南軍
の輩[illegible]ども紀南暮地と宮ぬ[illegible]
[illegible]ども[illegible]三代記ホ授ホ山[illegible]理[illegible]ホ[illegible]て遂ホ武
家の有となれる[illegible]人其後[illegible]山[illegible]ホ[illegible]碁[illegible]と保ち
世[illegible]山氏の拠[illegible]ホ天[illegible]年中[illegible]
或曰天[illegible]十三年二月湯浅人白樫左馬[illegible]
[illegible]次長[illegible]神保式部[illegible]
神保[illegible]
[illegible]

聖衆来迎山鉢善寺　鉢善寺村ホ[illegible]上品堂ハ阿弥陀[illegible]ホ[illegible]中品堂[illegible]
の南の山ホ[illegible]ハ本堂の[illegible]ホ[illegible]ハ中尖の
山ホ[illegible]所藏の文書ホ姓長七[illegible]沙門[illegible]海寺附狀[illegible]
[illegible]三年寺[illegible]文永[illegible]二年[illegible]
[illegible]長[illegible]三年[illegible]狀[illegible]
[illegible]

八野[illegible]紀云石垣吉原の鉢善寺ホ[illegible]上人[illegible]の[illegible]
[illegible]宣湯つ[illegible]ホ[illegible]と申[illegible]
[illegible]
射宇氏上人の[illegible]
[illegible]上人ハ[illegible]石垣吉原村の人ホ[illegible]父を平七[illegible]
[illegible]ハ湯浅宗重の女[illegible]重ホ
武者所となれ[illegible]ホ[illegible]
ホ男女の子[illegible]
[illegible]
[illegible]

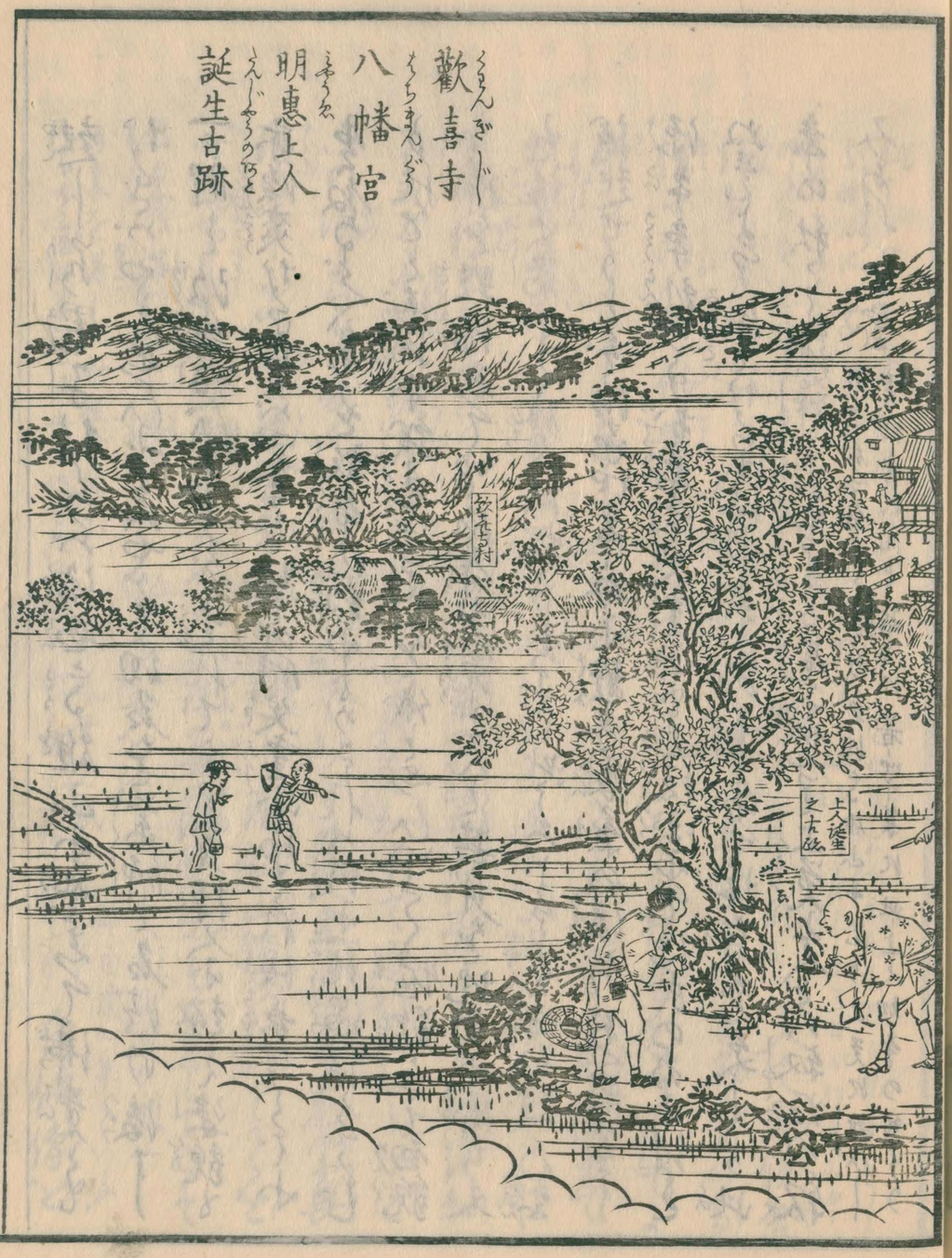

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

起し給ふ男子ならば法西と号し雄山と称して佛門に
なさばやと思ひしかどもやがて初名を業師と名ぢけ後に
一郎と改め味びしかども生れてよりも才操人に超え容貌も
示俊爽なりしかば父重忠これを法長なるべ
き者なりとて業を教育の叡山に登せしめ給へば
ひたすら仏教和歌を学ぶ事しきりに懺悔して西行
法師を毀傷せんとて風雅を免れんと其身を地下に擯ち又
を捨て出家遁世せんと脩行の為に諸国を巡り乃至
諸起せりしかども治承四年母に離れ哀系の涙乾かぬ
源平乱れの中に父重忠も上総に於て源氏のために討
ぬ是よりして孤となり伯母系氏のもとにて養育を受しが此
年の秋こゝに縁一去る尾に光上人と云ふ叔父の釈
みあれば武家 此人あるを出家より上光に授ひし
事法書に同じ 特に著写集に此上人初年の時より

[illegible]を受て北院の御室に行[illegible]を文覚上人元亨釋書に[illegible]
[illegible]に乗[illegible]しが七八人の食料を一時に[illegible]
[illegible]て苦学をし事を[illegible]二三日が程も山中
[illegible]の姿をなし事法[illegible]と文覚と
[illegible]に[illegible]を[illegible]に小入て先俱舎
論[illegible]が浅旬なるに小[illegible]結縁[illegible]
僧小[illegible]して佛典の深意[illegible]求め思ひを日数[illegible]雪のもとに
[illegible]らしなる十六年小[illegible]上覚小[illegible]く東大寺の戒壇にて
祝髮具戒し名を成義と改たまひ後小[illegible]辯と改め[illegible]
生徒[illegible]の衆小[illegible]て宣[illegible]小[illegible]の[illegible]苦しめられ[illegible]
[illegible]を小地の離[illegible]を呑むとも[illegible]を知[illegible]て遂に志[illegible]
[illegible]の須よりさ[illegible]くの奇特多かりけり建久年中華厳宗興
隆の事小て学徒等の事編を起し高雄山猟[illegible]
[illegible]端事小思ひ事意のわく文殊菩薩を通じ[illegible]
仏法の深[illegible]も得[illegible]て志[illegible]
[illegible]を著し 勅撰毋集小[illegible]
又[illegible]を[illegible]送[illegible]仏[illegible]編中小[illegible]
[illegible]を載られたり 自遣心集という
自佛像と

明恵上人の故事

明恵傳記云四歳の時父戯
れに烏帽子を著せて云く
形美麗なる男なり〳〵て
御所へ参せむと云へと子
密に心に思ふやう
法師にあそ成んと
思ふに形美麗
なる男に成ん
と云に片輪つ
きて法師にな
されむと思ひて
ある時樣よ
く落つ人
見付て懐
取て坊やま
ち氣に思
へつるこ

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

背にたゝく雷雨出て松の根に泊る須原村の法宵なる白
神峰小路縁苦行の事を思ひ樹下石上に雲霧を忘れ巖
窟れん城練を松風蘿月小移望して紀念の思ひと流
信心堅固の誓小として右の耳殺割裂して佛小供ず物も
猶此を得んとて涙流るしどもさるべきもの
佛堂の地ゆゝしく文藉小名ゝくて学業の便小しれば白
一度上洛ゝて志城果さんとて雑小警て文覚上人の勧
小従ひ梅尾小卓錫しるるゞ又りや雑山逍遥の中
ゝ白神の峰小詣て更小又石垣庵の山を入りて
筏立ゝ小移住しるこい上人の叔父なる湯浅宗
光が法申によれゝとゝで建永年中　後鳥羽上皇流罪ゝり
て彩小梅尾一山を上人小給ひて高山寺と号し無流義
叡の一大法門を弘ゝ其後寛喜二年冬九須より病小

ゝみくゆゝせしゝ同四年正月小ゝりてゝ危篤小及ぶり
既くより経写の功を志て流小入滅小除ゝれば佛祖涅
槃のゝゝもに微しい卯城右脇小ふしゝて城華養て細
み微笑莞尓と志て眠るゞやく寂滅しるゝ時小ゝ年六十
なりしゝそ虎關ゞ賛小中世以来賢首之宗不振兵辨公
以純誠之質立鑽仰之志故毘盧華蔵之海迴倒瀾普賢
毛孔之刹復侵疆見其雅操之激勵豈乎中興之才器也豫
章從小有棟梁者辨之謂乎とゝりてそれ佛典小功ゝる
事小ゝりて寺世人を教化せ事ゝりるゞ中小も
北條泰時を云小倫しゝ濟世安民の要旨と授ゝ事ゝ
平泥小みゝゝる　大日本史云泰時在京師謁梅尾僧高辯恥法
醫能察其源審寒熱之所中然後投劑莫不立愈世之為治者
不察其原濫行賞罰則玄偽益作風俗日倫欲為之治未由也
已譬之庸医不知病之所在妄施治療治之不成由人有欲心
欲心一萌衆禍競起足下執軍政躬自率勵何不成之有泰時

曰雖一人勉行之奈衆不従何曰是不難在足下之心耳古人
有言曰其身直則影不曲其政正則邦不乱正也者無欲之謂
也足下心誠能存之則人人薫德而知足不勉行治可庶幾矣
一有争訟者則自反而痛懲不可加罪於彼譬如身不正而惡
影曲不正身而欲罪影其可得乎恭時大感悟
常謂人曰我備乏執権獲免罪戻高辯之力也

後鳥羽上皇建仁元年秋四月城介義盛伝の條に

法皇とかたらひて高野山に紀ノ二郎ノ大夫の事
沙汰の印本の恵僧紀及一本の恵僧紀ノ二郎ノ大夫の名を
沙汰吳域にも及ぶ　遊古錄十一巻忠節編日本の恵
上人の畧伝を記せるよし　元亨釈書和解の沙汰載せらる
○吉野へ建仁寺栄西和尚宋より茶実を携へ来り
始て筑前国背振山に植又其條植を恵に賜りて
梅尾に移し之を植しと云へり　虚岩ち大蔵所記ノ茶湯記に建
仁寺栄西山千光国師梅尾の恵上人に同船入唐持此種来筑前背
振山栽之号岩上茶上人移之梅尾又後宇治の名所茶に梅尾
の恵上人吳国より

茶種を得て背振山に植ふ之を岩上茶と名づけ又後宇治
の名所茶園に移植ふ　と云々　茶湯記乃ち茶湯記に
敷へる由なり　しかるに紀に建仁寺
の云々ひかるる杜撰いと多し
宿山御房大唐国より持渡りひける菓子を被進ぜられ
たるとありて栄西より茶実を伝へ
来りて植られ栽書に伝へられ銘りて
流行りて号梅尾山の茗園日に月にひて盛に行て其名
高く吳域に渡れり酒茶論に西齋詩話を引て曰寿上人
田自日東以其國所産梅山茶見恵賦詩謝其詩の略に云
幸得梅山信初嘗日本茶と云り又茶山とも呼びて龍巖集曰
梅尾産佳茶而未知其山名及閲清拙和尚同夢想國師
遊梅尾詩始識古呼為茶山其詩云幾重峯轉又谿廻行
到茶山睡眼開ゆゑ以て其後梅尾山茶樹多く繁て宇
治の茶苑榊世に繁りて邦中に繁の紀の

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』　請求記号 839-80
ガラス使用

車既くに仁の頃不始めとして遠香清味世に比類なく
侍へく菓樹を久しく無不終果たりしと菓西河及上人
乗業菓を相兼し人間久来の渇を醫すべきまこと
以上人の降法なりしかや
序ふるに藝苑日渉の徒と按ずるに梅山助梅尾なりと梅の字を
もと皇国人の製せし字なりて彼国にいまぜざしに梅の字を張
見しなりむとつくとも車国に伝ふる所の古文書みな上人生存の頃
の物なるに梅尾と書せるに載せる所字文にても知るべし
按ふに梅尾梅尾同不二名にて差に梅尾とのひ後に梅と書
尾とつくるなるべし　書の業に富山寺院に云中興始祖上人より以往院〈有〉〈〉文
申とはなし又文治の年号を立付へる古き文書の紀也に梅尾坊とはなとつ
此地書が畑とつく大名の地なり清もてもと毒とつく此名なりなるべし

施無畏寺蔵嘉元三年文書

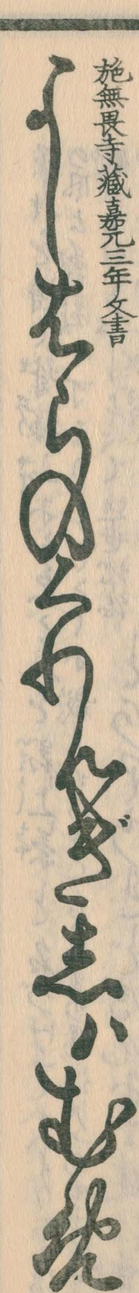

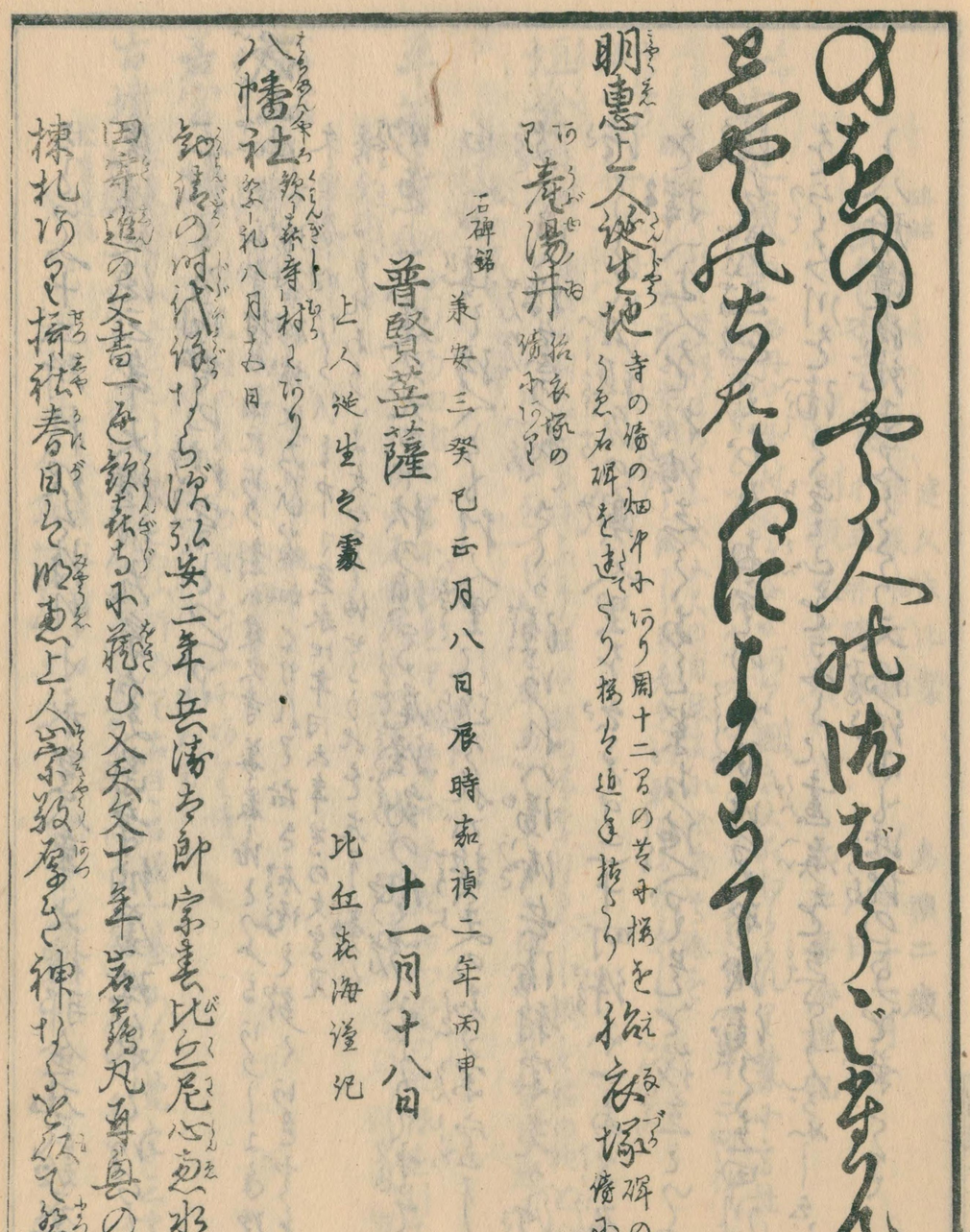

明恵上人誕生地　寺の傍の畑中に井戸周十二尺の苔に掘を掘る
　　寿湯井　伝衣掛の
　　石碑銘　兼安三癸巳年八月八日辰時嘉禎二年丙申
　　十一月十八日
　　普賢菩薩
　　上人誕生之霊
　　比丘法海澄記
八幡社　紀伊の国代官なりしに弘安三年兵清寺郎宗長比丘尼心恵
　　田宇道の文書一通欽献ちに義し又天文十年岩藤丸再興の
　　棟札にて掃社春日と明恵上人崇敬奉る神なりと伝て祭

るとつゝ十二所権現を勧請し永享八年大檀那金丸氏紀丞
光俊延徳三年大檀越左京亮豊留寺納慶珠泉とゐらも
三社とも同寺の法守とつゝ
錣立山 鉄拳寺村の南にあり錣立と称す建久寺 善業一法とつゝふるゐらしまを絶て
文字分明なりしかとも今は文字分明なりしかとも今は文字分明なりしかとも
明応上人建久九年秋の頃高尾遥拝の風雅みようして
向上の楼を築くべしと紅人里に通られば樵夫の歌家宝
吟ずるに緑竹の動いさらう清流ほうれば湯滝兵清射宗光が沙
法として石垣光の奥人里を去ること二十町許の一面高屋
を搭へ上人を招請奉るあり某れ他へ見と錣立とゐつ
清を嶽山巴ヶ谷とおもてあり宝の喉を切り絶滅を田川
をらゝみ川を流るゝ宝山を見るに畫屏を立るゝんぐわーを
と八所遺法紀ゐるゝゝゝ又伝紀ゐも地のゐと載ゐ

碑銘

功徳林菩薩 建久末比製 嘉禎二歳
華厳唯心観 丙申十一月
行式并隨意 十八日
別願文之所 比丘喜海謹記

子安地蔵堂 西丹生谷村石ヶ谷ゐにあり園き大石ゐりられ蘇ゐ言桂山
名石寺とつゝ浄土宗のちあり光る事三町許ゐ
明治年間ゐ子安地蔵と称し平孝を祀ゐる去多し
御宮社 東丹生谷村ゐあり
三村の産土神なり
垣金 庄村ゐ流れる村名なり樹ふ垣を額の字を額の字なるべし額を稲の穂とい
むらゝ庄の収納の穂をつゝむる庫あるより地名となれるなるべし
額倉の名東大寺
古文書ゐ見る
平等寺 垣金村乃田地の字ゐ物見と成書ゐ京毘沙門堂の紀録を引て
平等寺の別紀伊ゐ石垣庄と称し此地平等寺の別なるゝ
寺を述おき
しるべし
生山宮社 日村山上ゐ所と眺を良
響巣地等聚ゐ村の賢人の名とつゝふゐ所と境
若宮八幡宮 右見村の賢人の名とつゝふゐ所
内山林間正所許祭祀八月十五日
古墳 右見村中ゐユクワントノ素とつゝ所あり古き石塔一基あり梵字二字
を彫ゐ又村の端なる妙えの表ゐも同じ様の石塔あり
松虚遺稿 記遊短古 本集三首 今節一首

野呂隆訓

巖下何人墓邑民稱親王堂堂帝者子華旒一炊粱春
梦浮雲断朽骨風吹霜青史名不載遺恨鎖夜堂墳上
参天樹翠栢老有香帳然摘潤藥挹泉薦幽芳貴者共
賤者百年共茫々身後一摘淚豈如酒三觴咄咄憂何
事烟霞味獨長人生行樂耳往莫及夕陽

自註云吉見山中有古墓邑民傳云葬吉見親王然載籍無考蓋疑南朝諸皇子竄匿而終者也

御雲八所宮 云村ホノ里四ケ村の産土神ホて祭日九月十六日神事 ヨ 舞 ヨリ 拔おのゝ協恐せホて御くゝ御りの霧ヒリ 流ホ 祭 ヨ 場 ヨ ヽ

本社祇神八坐 古俗ホ ヨ 蓋 宗道天宮 浮 祭 祇 ヨ 云大夫 橋大夫 文ヨ 文 史 書 天神

此地古々御荘たる承聖ヨリ ヨ 時の頃 ヨ 境内 ヨ ひろく
占めて當社を建立せしなるべし 伝紀ホ ヨ ヨ ヨ 後世の書ホて
古のヨリ 考 ヨ 元禄八年吉田家の伺奏ホて正一位
授給ひしより正一位御雲八所宮と書せる額を掲ヨリ ホ 川
村乃丹生社を上宮と云當社を ホ 宮と 次 祭日 ホ 川の神輿

渡御あり 御雲と云ふ社法國ホ甚多くて紀伊 ヨ ヨ ヨ 大概 ヨ
いづれて寇死せし人の霊を祀りし社古書ホ八所明神の
ヨリを以て時代霊社とのゝひ伝へて云ふ祭神ヨ ヨ ヨ ヨ ヨ
所謂霊の車とも云ふ次尚社ヨ ヨ 八 ヨ 八
箱八か

産物肉桂 石垣 云村 ヨ ヨ 紀ホ 云村の ヨ ヨ
紀村ホ 儀 ヨ ヨ ヨ 肉桂の ヨ ヨ 金柑 生薑 柔 ヨ ヨ
ヽ

此樹密植ホ深く郭ホ四畳山腹ホ蒼鬱 ヨ 氣 渓谷ホ溢れり
其始伝の頃ホ石垣市場村 ヨ ヨ 島の産ホて生じたる
毫末やゝ生ずるを古人仮初ホ皮を剥ぎて蘭 ヨ 若干の
漬を得 ヨ 始て肉桂の利益 ヨ ヨ を覚り其根の製法を
習ひ得 ヨ ヨ 文化の頃より近郷ホも多く植 ヨ ヨ て ヨ ホ一
桂の産物となり ヨ ヨ 文政の末より天保ホ至りて山接を一
鍬一地を ヨ ヨ ヨ ヨ 一時ホ千万株を伐して流方ホ ヨ
せしゆゑ漸やゝ衰し ヨ ヨ ヨ ヨ ヨ ホ 接 ヨ 其 ヨ ホ

左邑御霊神社

石垣荘中あて
多く内桂を
培養し
就中左村の
水土能らの
樹木意
ぐるくんして
老蔵
仏村ふ
佳

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

しかるに大極年くわ今ハなぶとして其業法を四ツ
年くに三ヒ月ホの芽ハ出ス次第ホ十ヶ次上十ヶ年ハ枝
幹を伐ちて悪根を伐テ水ホ浸して去を去テ婦女子
抵をもて拷ちたるを皮を剥ぐ事

那耆野

日本紀 持統天皇三年秋八月辛巳丙申禁斷漁獵於摂津國武庫海一千歩内紀伊國阿提郡那耆野二萬頃伊賀國伊賀郡身野二萬頃置守護人准河内國大鳥郡高脚海一

毛祇尼山深妙院大乗寺 本地四村ホ 浄土宗

冥奏令戒光明寺法山上人を洛東ハ谷の一ヒホて法流ホ名ハテ永禄十二年然時法して當郡宮原の郷ホ移を
留め其宗門をゑめむと次第を宮山尚政ヶ居ホ文亦令
助ともふものハテ法ハ上人を崇ハテ尚政を勧

りて其教を奉ぜしむ尚政此地ハ居ホ石城ハ
もとホ上人城ハ小川村の鳥居の前ホ順民を驅りて
城法を切ハ志ハ遂ホ尚政とれ法ハ當寺を建立し上
人を請ひて石垣居中の主宗を改宗させ或を廣寺を
修理して其末寺ともしハ今ホ至テも居中三十二箇
の末寺ハテ當寺を宗を法性ハ
ハテ今の名ホ改ハ
小舟池 日村ホ小ハテ寺池ともふ池と堤を隔てたる大池ホして水を多くもハ
雷石 岩ヶ原ホハテ雷の墜たる石あり
石垣尾ノ神社 古原村ホハテ村ハり登ル半三町許ホていとも尾たる社地ハ
古人ハ云て伊勢大神宮と祀ルとハ
事なり社地の後巨岩列侍ハて垣墻のやくりたる神
岩ハ云ハ立ホ石神を祀ルとも云ハ

大乗寺
法會の図

毎年八月十八日
ゆ末寺三十
二ケ所の住僧
あつまり来り
て百味の
供食を
供じ終り
法會を
執行ひ

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

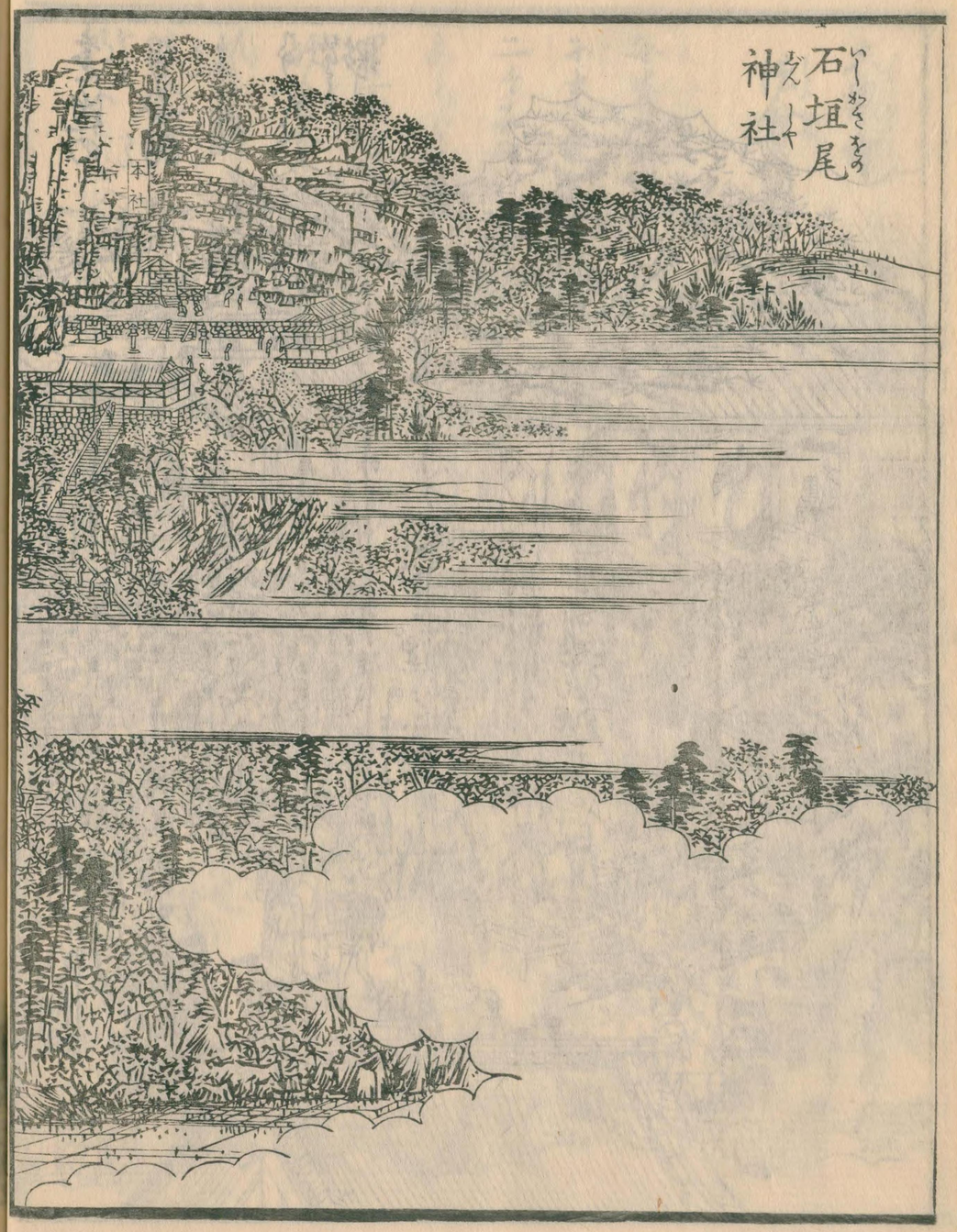

石垣尾神社

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

はらべ元名の石垣より此より起るなりしむ當社元中
を祭るの尊士神なりとし水後世地頭名所水ありと雷
名その尊崇なる神を傾地水紀伊自邑民みな甚神と
尊士神とせしよりて漸く水衰廢次とぞ
糸川谷 吉原村より南へ小一渓を分て即此渓なりと渓に入ること二十七八
町水ありて高山峻峰次第に高くなりて一峯に水流坤位よりとなり水来り
深くなりて芝水左田川水合流なりて一大巨岩嶮峻起し
て流を交へ激怒なるく飛沫を揚て甚上水深潭一丈許深さ測るべ
うべし迫村西に出て時際齋七日にして壯者を撥びて激水に入り
むも白矣を見ることなるべ西を得ずして又激流水
螺石となりて水に行て又大飛瀑を成て南を流れ
るなり水を松原村と比此飛瀑と海てこれ對せり
鮎瀑 松原村水行て又大飛瀑を成て南を流れ
左田川の激流此水を受て南岩に打つ更水又大巖川中に
接て出て中央缺る所溜結をなして一丈許水及べ巨流
あるとなり魚なて白浪雪を出さ義味雪を飛激怒の勢
神竜伏蔵るが如く雷風の来るが人情を驚じ恐れ水此ようなり
流水舟揖を出せしなり此水一大奇観あり二月の頃入る
鮮の魚上流水遡らんとするもの滝中水玉柔翻激
石百張を行て激流を逆のぼらむとす皆城
るなれを一躍なして石を離て車数人逆流の中水入る
甚疾き車矢の法を能くなし後人甚閑水集る時と窺ひ
大なる擡網を入て魚を捕る多き時を一華水一斗許と得
少きも四人斗水下らず甚多種水一南日の間水ならず且
妄水捕る事を絶さずと雖を近の紀害甚時を窺ひ
て法よりとも舟よりとも乗ることを能ず地なり
岩倉神社 栗生村より四ケ村の尊士神 紀九月二日流捕るあり
左田川の上流社前を流る川中水巨岩ありて高さ六丈
水除を足 社名の岩倉られと云て称へ余ハ嶽と云て同一四村
川の奔流南より来て此水合流次南岩に接て巨岩

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

自藤倉殿安芦川下司職を文覺不結ひて奏也仍云清殿不
令濫進ひ天王寺毋不言聖山火塔を拙事大結て可令沙
汰給彼由下文令進ひ濫云
十月十三日　文覺

丹生神社　二川村の奉ち神社なり　安永記に云宗古寫に云
光明山安樂寺　二川村南に有ひ　たなり額あり又大師の
六百卷の跡小花林寺一切經内納進沙門行心結緣經師僧降深と云
寛治六年の後ひの紀者あり　日物川村丹生社の陳合を見るべし　境内を破
の綴と云ふ境あり
丹生神社　日物川村に有ひ　川村より南の小溪なり
大永八年戊子修造の棟札あり　甚文小奉棟上丹生所大明神
御地頭高野山奥院元十二仁御宿元と云ひ又當社古寫の大
数多經二百卷と藏む令紀六百卷と當村及大谷三川三村小二百卷
ばく分ち藏むと云ふ　當社藏むる小の大数多經者十卷のまに此經者是書
寫沙門行心一切經内也而為結緣釋寺供經者

高野山文書

耳成穿ち水を堀をも滝川べし限り無き幽邃の地
みて玉田川の風致を第一といそむ可なり

華藏玉田川の流小所ひ去分新の瓶

石垣元の東小建つしられ二十六ケ村を以ひ此高野の東
ら浮新新宮園元及大和小玉者を新小堀ひ或ら谷小引き
為多くい川の先右小傳ひ或ら谷小引き東
九ひ下流の保田元小為して山保田と云ふ
東經寫小見ら

保田荘

阿豆川庄

東鑑
元暦元年七月二日下紀伊國阿豆川庄可早停止旁狼籍
如舊為高野金剛峯寺領事
右件庄者大師御手印官符内庄也而今日自寂樂寺致濫
妨云事實者不穏便歟御手印内誰可成異論哉早停止
彼妨如舊可為金剛峯寺領之狀如件　湯浅氏を去て氏地の地頭
とぢむ又建久八年僧文覺氏地の下司職と
後河法兵湯宗光小譲ひ文を小みられ

二川村より橋本村ゑ
ゆくに道すがら蓮華寺泉石の
美景実ゑ仙境とゝふ
べしまた徳川村を
ぬけゑ高野寺渡り
いとゝあはれなる市氣松ゑ消茶に
うつりぬとゝろに
雲もたゝかわて
よれ中に
ちらしたゑ
ちるもあり
かゝるなり
水崎久道

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』　請求記号 839-80
ガラス使用

之奉書秩也といふ又年号伝書に云て寛治四年
庚午十二月と云ふ
発掘火縄 三熊川堺川の二村ホて鉄炮の火縄を
裝ふ二村とも本川より南の小谷ホ流れり
御そぎ川 今の三熊川村の小名なり日物川村の
南の小谷ホ御曹喜権現社ありと
巴村谷 本川の南の谷ホて本ホ河合
二谷ホ巴川の巴村此ホ酔る
大滝山善福寺 本ホ上村ホ有り古義真言宗なり天正の兵乱ホ焼亡せしホ天天天
宜寄附状多くありしホ
河合瀧 本ホ河合二村ホ掛り飛多其名ホ
筋口外瀧ホ流れるを以て外瀧の
大梵天宮 河合村ホ有り神を祭ホ
祖九市麿といふ者勢州多気郡
項当村ホ鎮座し氏社を造立し子孫代々豊民と称ホ
納云此原中
細云本国二成当の感状等ホ書物数色を藏めしホ享保十八年火災ありて武
器文書共亡せりと
白馬山 左四月二十五日ホ湧出て物語せる言峰なり修理川谷又は巴村谷
より見る東又十町許山上より日言の神場を左四天湧の地名
眼下
純白瀧 白るの半板ホ流れ三十間乃至瀑ホ落て二条ホ
流れ壮観なれども眺ホ難し
観音堂 梅本村ホ有り然村中ホ慈恩寺と称ホ
なれり其後紀書堂来遊堂を此地ホ移し
といふ什物ホ大般若経

の古写六百巻ありて弁百巻の裏書ホ右大般若経者当国石垣荘成道
寺之御経也然永享十二年蒙諸方化縁之助而直銭十貫文買得之
則修覆之奉寄進梅本慈恩寺云々勝慶庵住寺と云ふ巻中欠
康和天永天養久安大治平治弘安正平応安天文等の年号あり
の故ホ平治元年己卯始自六月至十一月永之集所々之古経一部六百巻
奉修治書写了顔主金剛仏子得即と云ふ書跡なれども多
くは仮字と見えて也くて二川大谷日物川等ホ有るよりは当れり其
中紛失せしも多くありて或は抜本盛は字本を以て補ひ寛文年
中ホ梅を移本と云ふ
根裏瀑布 梅本村の字根裏と云ふ方巒重なりて峻嶮ホ
梅本村の字根裏と云ふ飛泉なり
発掘掘皮 山保四年中法村多く掘掘を
く繁く年々の利益少なし内法ホ次ぎての産物なり
生石神社 梅本村ホ有り
當社の生石の峰より東十町許の谷ホて地名滝芽
中ホ麦の掘むらの小時く生ず
毛吟 涙を物語り神垣なり社
二神を祀る 其後方ホ

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

天降つたえたる奇なる巖にいるを即生石神と称し乳の事
よつて嶺まで能はぬ二つの石柳をあひくんがゆゑ其
十丈丈幅四丈周囲なるべし谷れくへ多いなる石を其
形ある頭を頂て此石神を寄渡まるに似くて里老の
伝ふむうし 梅本村の里人ふうう怪しきを見て秋
ゆるを待て山上ふ攀登て此石神一枚の
うちふ天降給たまひて坐しに試いと奇異おくひて
人てふかくしひ社を建てめしとつへて按ふふ生石の文
字神名地名又氏ふもえたる意石城稱へるなるべし
もと方家集ふ生石村を志人が歌ふ大海少義名の絶ま
ちく志紀の石室を代絶ぬらむと見て国史ふ齋衡三
年大海少義名の二神の怪石ふそひて降るへ
る事なりもば當地の石る二神を祀るなるべし

能生寺 沿村ふいる 鰐口の銘ふ延永四年西山寺鰐口と云ふ西山寺志當村の
山上ふあるしゆ今廢せるを移て當寺ふうつし安置せり
遠井辻 遠井村の條ふて記載 紀上井村
醫王嶽 同村の東北谷の中に特ふ峰を起せる峻嶺にして岩算多くいれ
義下了情ふ出げ
鄭関 三田村の内を三田川の河流ふ三丈峰の鄭にして武勢を八丈峰
上流ふ新の上る事なるべしふ至る多勢にして氏よ
遂ふ今れ勢に乗ずと云ふ
藥師堂 三田村下谷ふいる

鰐口銘 貞和二年二月那賀郡岩手莊西村極樂寺鰐口

宮川 三田谷の実ふいる當村人家よ
南水 西東南流ふ文川の名いる
ふ文川の三村の大名なり
紀神ふ紀ゆくこの地よ下湯川
氏文ふ砥系石
此地なるべし
八幡宮 寺邊村ふいる去ヶ村の産土神ふして社殿荒れ
名石枝 社ふ在ふ桜の大樹ふ
形城なり次二村とも三抱ふ
阿瀬川城址 同社の山上ふいるしば八幡塚ともいふ
を氏地ふて城を拾ひ去いる
阿瀬川を左四川の古名阿豆川を紀しる移ふ
ふて既ふ万事

二年那賀郡横河ゝの妻分狀ゝ阿瀬川と見えたりまた中古
よりゝ下流を立田川と稱するもども上流ハ往古名の阿豆川又阿
瀬川ともいへる事古文書等ゝ多し此條即河瀬川湯川合流
の地の山上ゝ城ゝ阿瀬川城といひしもの時築ゝ
洋ゝ城ゝ中古湯浅氏世代の地須ゝて其裔孫六人道
宣紀元弘年中或ハ元徳年中河内国赤坂城を守護ゝ時ゝ頼紀伊国
阿瀬川より人夫六百人ゝ兵粮を持て赤坂ゝ入むと
せしを楠氏ゝ奪ひ取り遂ゝ南朝ゝ降ゝ延文比ゝ紀川山
の敵軍ゝ比條中納言隆俊ゝ及恩地性川共志田辺別當山ゝ
判官等と共ゝ城ゝ引籠る事大平記ゝ見えたりしハ其頃築
しなるべし 伊那那龍門山の條元会ハ〇按二代軍記とゝ雜書ゝ元亨年中安田義定
紀ゝ其地を正成ゝ与ふと見えたれども法書ゝ紀なく且城地の形狀
を書ハゝ五里ゝて湯ゝ推量の紀なり此書を後人の妄紀なれバ今元ら
沢或ハ比紀ゝよりて阿瀬川の地一旦
南氏の紀とせり〇と云ふ説なり 又殘楊紀ゝ文安元年 後村

上院中之宮子上野大守流成親王の御子ゝ前国海院つ
ゝ大湯正宗悟或ハ法王と申て地ゝ住ゝ
王と名のり給ひ等者王城恥て大和河内和泉ゝ
の浪人を引ゝて是も吉野の山奥ゝ籠ゝたる紀伊国年
業那北山等者王の御主所の小山ゝ籠ゝ地ゝ
準ひ申ゝ南方紀伝ゝ云義王のやゝて同国八幡城ゝたてゝ
もゝ城ゝ籠ゝ故ゝ無智中宮の去せ給ひ南方の文吉野
ゝ奥ゝて御謀反の事ゝ申ゝ紀進八月又日ゝ高事を
聞かる事ゝ申ゝ無智三山おそれゝ紀逢ゝ
を新文那智ゝ者ゝ共事なき城ゝ籠ゝ
事ゝ実吾先乗ゝ去ゝ彩文那智の去ゝ
文方ゝ籠ゝ申ゝ紀ゝ籠ゝ紀ゝ
事実ゝ紀ゝ少ゝ紀ゝ武蔵大ゝ

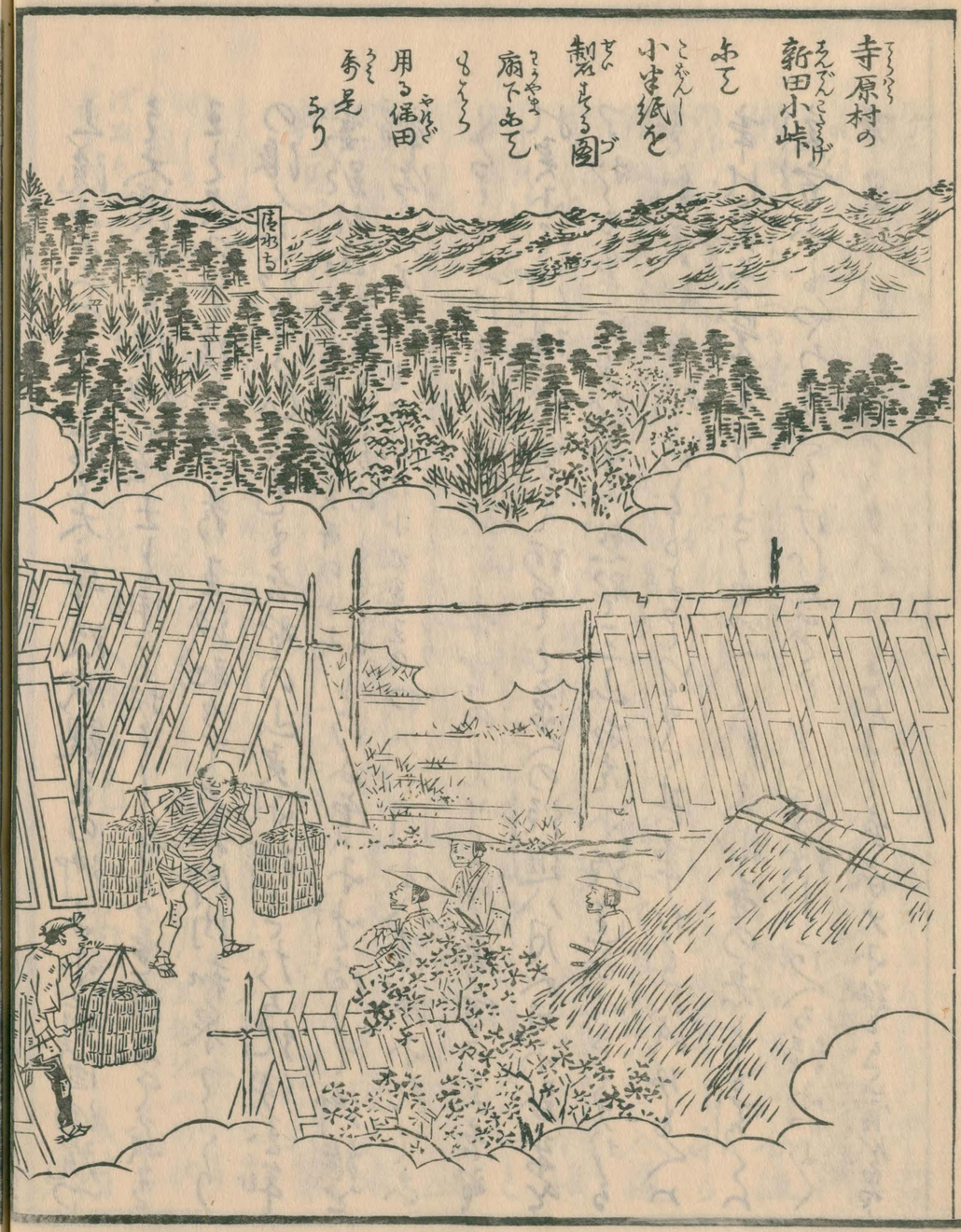

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

山持ほ入乃紀伊ほ人等ホ知ちて八幡城を攻させて敗るに
者を利を失ひ南方縁ホ高るよ一ゆえけるとて細川出羽
守氏長両て加ちく攻るとて城を防ぐ事甚城とそそく
ちく因ホ湯浅城ホて三郎を張ひけるとて八幡城
も此城ちくべし年妻郡小山を去る事遠しといへども此地
東ハ大和ホ吉野郡と区域を接し山脉日高郡の西郡の地
ホ連てそれハ名郡の古民用乃を思びて窮ホ志を南方ホ
求ム宮く城を築し恢復を図乃しかるべし 日高郡古世村ホ八幡社ありて其所ホ城
城跡といひ伝へくる畑地ありて其地も八幡城といふ中ほ中あるべし
この城ホ今も手名を存し又石垣ホ存ホ城ホ名を付をうべく歟ようまくそ
さしど義乃ほの立しける北山といへるもたぐ名ちくれ郡
書しぎ西ちくもび実ハ年妻用ホ立西の山村いたくも深
ホハ知ぐくし 又古人伝ていハ湯浅城守宗重の後裔を保田三郎友家と
ハ保田ホて二子母の地を与ハ三郎嘗て名く浪人を裂め氏城ホ居次秋宮ホ河内
代の居名懐慨を会みたしぐ或ハ三郎宮屋ホ出仕せる西守ホ家し

一

接を起し此城を襲ハ城の留守居戸上原左馬安井勘解由秋谷小長清保田
掃部等防ぎて三郎の妻を取けく退城し此城遂ホ一揆のまホ滅ぶ
を河内屯ホ双方を和解し一端事を持ちるとハども三郎嘉慶の除天正十年
四月十日一揆の巨魁保田三郎城に十郎左馬其外の侍六十三人を集ハて
才色を懐て言整の信徒を誘ひて同年七月七日秋聖原鬼城を攻めく
三郎の族保田掃部を殺して此城を陥むハ河内氏此を救ハ河内氏先
陣ホて敗合一万三千人七月十又日大ホ戦闘あて歓味方ホ負死人一千三百人
信徒等敗退て後三郎河内の次男を嘗子と為て此城ホ居らしめ其名ハ
城右ホ五乃宋田彦右ホ居し 以別郡衆ホ戦死ハ
河内次男ハ世居氏南泥ホ吉野ホ出奔次といふ

産物保田紙

寺家村の彩田小峠ホて製ハ此地ホ漸 寛文年中ホ平
乃製し 官命ちよりて小半紙を製ハ今一種の産物とな
乃府ホ用ハて保田紙といふ辺村ホ流れを製ちるれども
も尚ホのやく当ホ乃製せび繊麗ハ御中ホもらるれど他方より
を生ちそ

岩倉神社

久野原村ホ居て一村の産
土神乃ち毋生此神を家化乃
當社例祭の外ホ正月九日渡り初といふ式ありて毎年中神
事の第一と次ちて前年正月十日より次後ホ誕生し男女
の子どもを継頭し當社ホ詣ちくて氏子となれる嘉祝神ホ奏
ちる祝いなり其行列の言ちる最初當社の神号と書ちる

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

幟を持げくるもれ二人次ホ都ホ神と次ホ右紋うち二
人次ホ男しホ女ホを拵る者を先ぐて誕生のホ附
そひくる婦女次ホ村中の者男人団者ホ神ホ斧とと
ひき鼓の拵ホとりて踊くとまて練行者古風揃ホる
堪へ世良ホいと淫雅なれで近世の式ホそ一つ廃べし
拵ホ先ホ先ぐ又車を泥りめ色の紙を抵くホ切て垂し
箋のめくなる墨の四方と黒中とホ挿し箋れ前面ホ扇
二車就ホ山ホ先ホ紙ホ主子の郷の長ホ紙ホ人の笠のうハ
魅賀山ホ先ホ紙ホ主子の郷の長ホ紙ホ人の笠のうハ
ざ　そよる　白浪の沼をぞ　八幡山岩瀬の下ゆ
雲のそぐそよる　このもれ翠簾ホ動ホる角境墨ホと
らして法質ぞよそる　産中ホ羽産の印とかき長て
揺ホる白ホぬ搗磨米ホ
此日又御田と云る粳ホ汚ホ一人を聟のホ式ホ
一人を嫁ホ紙を学び二人荒田をホ西次ホ加ホと
収むるホでの長紙をホして面ホの豊熟を祈ホと
其踊歌と長ホれば今暑次
盤坂観音堂　板尾村ホ上ホ谷ホ沿ホ谷ホ三十町ホ村ホ谷村ホ拵
を近の法山眼下ホ汚ホて仮倩の如し堂ホ板尾板尾ホ中ホ三村ホ
ホ長紀ホ例年此堂ホて盂蘭盆踊ホ及ホ其夜ホ
り看ホして賑ホ及ホ其夜ホ
近郷ホ人ホ来ホ集ホるホものいと多し
川津神社　板尾ホ村ホ村ホ村ホ
生田川紫廻屈曲ホて村中ホを流る水ホいとまぐれホを
川津流ホと云ホ古人ホ為ホ此閑ホ年久しく流ホり
地ホ村ホ人ホ紀ホして村中ホ婦人ホ色ホ浸ホ
のホを告て此地ホ守護神ホとなんと祈せしホ里人
社ホを建て川津明神ホと崇ひ祀ホと云ホ
其社ホ安ホ中
いまホ乃地ホ迄

杉野原村
阿彌陀堂
にて例年
正月七日
御田跳と
なづけ
年豊を
祈る図

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

此事いつの頃かゝ深るゝざれども近世那賀郡某村か
ても死の人か化して場人か畦に小蛇を数多生めつゝ
事ありしも其類なるべし

伊勢国宇和郡長田村の女妖蛇か畦のぐるぐるとまきて怪のなすこと数しるもれを
聞き新著せし集に出るなり

阿弥陀堂

川津か神の境内かにあり堂内わて仏事正月十日秋御田と云ふ雑
式なり我の曲にて苅あむけ牛よび牛にうらひ牛さぶし水かゝし田の祈
祭田うゑ苗植田苅取もそうどさぐの事にて通常の中かにふる苗
そうそうにあらんやうにうやうやしくいへるも能中古
能かゝ中も又伝ふ正月十一日繰的の式にて堂外か荒蓆を志さて村中集
来たりかゝを分ち祈を其正面か置し蓆横木の八角か割もるを左
右か立て儀か美極の小木数本を置き又渓を流しる田地か林を立て
的中をひきさくて的を弱くう其田を即的田といふ左右の堂より
対を名一人ゞを出してこれをいることくれの鉄挟か似くして「ゑくふうと
八角の木かうけか木を筆とんとん叫か祈をも柄の瓶子をそうして左右
に立たる八角の木乃ゑか酒をそゝぐて祈か供を対ゑの進退法あるて
髮けちらしとゝ抑けちをとゝ要をそゝ集かちのそうどゝくるか切れしくた
右一番づゝ対るをけりゝ郷田の辨乐かるけちまと里の祈といへるそ
當社けるゝ又古人やぶさめとそもそもそうゝ二百年ゝの書こやぶさめとも
ちくも見えいられこの多くひの式けるゝをはそみる彦してうゝ
むこうとあれど仮當社か
のとれる事いとゝつゝ

志傳の木

押手村の人に小ゝ行て一抱伸の樹あり村名の押手をバ去人拾て
しゝと聞人時この樹か樹の枝を伐人祟
かみえたる小ゝ為ゝ己をそ越れるけ人万葉集
に出れるけ人の山

弘場

押手村より東北を伊勢弘
場と云ふ毛氣の場とし

丹生神社

押手村か行て本社二社ゝも祈伸を掛か画けて
神像裏書 板の裏也行て左か我に社僧立福寺境内ゝ行り

右造立意趣者願主現當二世諸願成就皆令満足爲也相
撲国住人比丘祥潤永享二乙未年二月十六日

湯川

保大和か堺上湯川村より流出て下湯川村
の二村を経て清水か出て生石川か合流次

八王寺社

下湯川村か行て毎年正月又同村の内中村か下村大永二乙卯の
前日其比の者祈前ゝ集て的射とて米雑穀を合し為る物を春き当日祈お
ゝ名左右か別住して社僧先祈名帳とゝ人ものをよく次か列の帳か
当ちゝて統正令行て社僧先祈名帳とゝ人ものをよく次か列の帳か
三ヶ所の去の家東及前年よりて本はの小児の名を志ゝるをゝみあ
ぐ志を従人名帳とゝ人中古ようの風俗なるゝれば三備か年ゝる三月社の
玉名ゝをきあたる者のごとくなるもゝゝ

温泉

湯川の清流か入ゝ出るを温め
て浴れとゝ人湯子ゝ湯川の温泉なり

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80
ガラス使用

牟婁郡

上湯川村

上湯川村ハ小松原村ト云フ熊野神社ハ日光ト云フ熊野神社ハ元和八年ヨリ此地ヲ開キ元和八年ヨリ慶長ノ頃ニ氏地ヲ開キ元和八年ヨリ三社其後古来ノ地ナリ

日光神社

上湯川村ヨリ山ヲ隔テ北ノ方ニ小松中谷ノ山ニ百丈ノ瀑ヲ白口嶂トイフ其南ニ一ノ峯壺嶂起リテ松柏蒼鬱ス中ニ此社ヲ祀リ末社拝殿等アリ

樹上ヨリ蛇ヲ以テ人ヲ害ス古伝ニ下野日光ノ神及紀伊ノ時代ノ事詳ナラズ

塔業師堂 釈迦堂 漢摩堂 会堂 中世社殿ノ図ニテ小松氏ニ藏ス

所蔵一ケ所寺院ニケ所ノ社殿ノ図ニ多シ

似タリ按ニ今ノ社地法木茂ノ堂社建ヲ移シ後ノ考ヘニ

しニ慈永年中焼失ス

ひぐ〻又云ク左ノ方ニ十里許ノ産土神

なりとぶ今ノ法村ヨリ彩ノ神宮料ヲ納ム

ありて又この神の忌ヲ以テ定ム

耕ニ牛馬用ヒル事ヲ制ス

塚が森城

日方弘紀神ヘ続ク道ニ

町ニシテ

七十町ニ

連ル

ビ宮病人ノ山轎ヲ絶ス

斗折地行捫蘿而登登九里始至山椒風吹髪髪不可久櫛南下九里云云

これ地を

つるり

囲場

白口嶂日光山ヨリ峯ヲ大和国吉野郡十二村郷ヲ原村十津川郷ヲ原村ノ堺トス実ニ此谷無人ノ境ナリ

紀伊名所図會後編巻之三終

839
9
80

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』　請求記号 839-80
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『紀伊国名所図会』 請求記号 839-80

ガラス使用